

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年 8月10日（水）14:21～14:34

2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

蕨野 利昭 大阪市教育委員会事務局教育次長

井上 亮 大阪市経済戦略局立地推進部長

多田 勝哉 大阪市教育委員会事務局教育改革推進担当部長

上原 進 大阪市教育委員会事務局総務部経理担当課長

今井 庸一 大阪市経済戦略局立地推進部特区担当課長

大西 忠典 大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課主任指導主事

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 公設民営学校について

3 閉会

---

○藤原審議官 時間も押しておりますので、早めに開始させていただきます。

大阪市の方々にお出でいただいておりますが、これは特区法が制定された当初から、3年近く前からでございますけれども、公設民営学校というものが一つ大きなテーマになっておりまして、大阪市の提案ということでずっと議論をしてまいりました。

実際に改正法に特例措置ということで盛り込まれたのが去年でございましたけれども、早速、昨年から愛知県のほうで事業が認定され、来年4月から愛知県では公設民営学校第1号ということで実際に開校されるわけでございますけれども、そもそもオリジナルで御主張されていた大阪市の関係も動きそうであるということでございますので、本日お出で

いただいた次第でございます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいますて、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○蕨野次長 大阪市教育委員会事務局次長の蕨野でございます。早速でございますけれども、資料の御説明をさせていただきます。

その前に、本日の資料と議事の取り扱いでございますけれども、現在、秋に向けまして私ども市議会等の調整が入っているところでございまして、まだ調整途上でございますので、本資料につきましては、できますれば非公開という形で取扱いのほどよろしく願いしたいと存じます。

○八田座長 議会が終わってからだったらいいのですか。

○蕨野次長 結構でございます。

○八田座長 分かりました。では、それまで。

○蕨野次長 ありがとうございます。

では、説明させていただきます。

○多田部長 資料のインデックスの2でございます。国家戦略特区を活用した公設民営の手法による新中高一貫教育校の設置についてということで、大阪市の考え方をまとめさせていただきます。

まず、1点目の学校の開設の目的。こちらはこの四角囲みの中にまとめておりますように、国際社会でリーダーシップを発揮し、活躍するための人材を育成しまして、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材に育てる。このような目的でございます。

また、教育の特徴としましては、全国初となる公設民営の手法による学校運営によりまして、多数の専任の外国人教員の指導でもって生きた英語を身に付ける。そういったところと、あと、バカロレアコースの設置など課題探究型の授業を多く実施をしまして、さらに突出した才能や強い個性を持つ生徒にも対応することができるような柔軟性のある教育を目指していきたいと考えております。

設置場所等につきましては、下段のほうにまとめております。平成31年4月の開校を目指して進めたいと考えておりまして、大阪市住之江区南港に設置を考えております。

2ページ、こちらでは新中高一貫教育校のイメージと目指す学校像ということでまとめておりまして、学校の規模としましては、中学校段階、中高一貫校の併設中学校では2学級40人、学年当たり80人。高校段階では4学級40人、学年当たり160人。このような学校の規模と考えております。

学校像のところは先ほど申し上げました特徴と少し重なっておりますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

3ページ、公設民営の手法のメリットにつきまして、私どものほうでまとめさせていた

できました。

1点目としまして、民間法人が管理することにより柔軟な人事管理制度ができるということでございます。従来の公務員、教育公務員制度では任用できない職種への外国人教員の配置が可能でございます。主幹教諭などの管理職層への登用も考えられるところでございます。また、人件費を柔軟に設定できるために、能力や実績のある外国人教員などに対しましては、優遇措置を行うことが可能であるということ。また、多様な任用形態、勤務条件の設定が可能となりますために、産業分野、あるいはビジネスの現場で第一線で活躍中の外国人の方につきましても教諭としてお迎えをして、スーパー外国人教諭という形での取り込みができるということでございます。

2点目、3点目、このあたりは多様な人材の招へいなり、運営につきましても民間のノウハウを公立学校の運営に生かしていきたいと考えております。

4点目でございますが、これは公立学校並みの授業料を設定することにより、通常の御家庭で育ったような子どもたちにとりましても、このような選択ができるということも考えておまして、この学校の取組を大阪市内の学校に広めていくということで、こういったアクティブ・ラーニングの取組につきましてもの拠点校としての位置付けにもなるかなと考えているところでございます。

4ページ、こちらのほうでは当該学校を管理する法人につきましても、まとめさせていただきました。事業者の公募・選定というところで、こちらのほうは特区法に列挙されております非営利法人を対象に公募を行うことと考えておりますが、株式会社などの営利法人におきましても、一般社団法人などを形成することにより参入が可能となるということ。また、その選定に際しましては、より民間活力が発揮されるような提案を高く評価するなど、そういった具体的な方策について検討していきたいと考えております。

その下の管理体制。こちらは条例ですとか、あるいは事業者との協定書でもって記載する事項でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

5ページ、こちらは外国人教員の配置によります色々な取組をまとめさせていただきました。内容につきましては少し重複しますので省略させていただきます。

6ページ、こちらでは学校全体の校務分掌なり組織のイメージ図をまとめさせていただきました。左側でございますように、学校長につきましても、当該の受託します法人の方で公募により登用するというところで考えております。こういったことで民間企業などでの管理職の経験を有する方、そういった方々を登用することができるのではないかと考えているところでございます。

簡単ではございますが、資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問はございませんでしょうか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 ここでは外国人教員の話しかないのでありますが、日本人教員の場合も公立学校だ

と教育委員会が人事権を持っているわけですが、それはどうなるのか。

○多田部長 まず、人事権につきましては、任用ですとか、その後の学校内の校務分掌につきましても、当該の法人の中で学校長の裁量により決めることができます。

○八代委員 私立学校と同じ扱いということですね。

○蕨野次長 そうです。運用法人のほうで考えます。同じ取扱いです。

○八代委員 分かりました。

それから、外国人教員が何割と書いてあるのですが、例えば、帰国子女みたいで外国人並みに英語が話せる日本人はどちらになるのか。外国人並みという理解でいいのですか。それとも国籍が日本以外でないことだめだということですか。

○多田部長 このところはこういった教育内容の実践に係るところですので、特に外国人でなければダメだということではなくて、外国人の方も採用できる。

○八代委員 英語を母語とする教員というイメージですね。

○八田座長 日本人教員の場合には、お給料が普通の日本人の教員と揃える必要もないわけですね。

○蕨野次長 日本人教諭というか、既存の公立学校、公務員教員に合わせる必要はなく、あくまでも運営法人の中で定められていくものでございます。

○八田座長 そこだけでもすごいですね。

○八代委員 あと、4ページに非営利法人か株式会社が一般社団法人等を形成するという事なので、株式会社のままではダメだということですね。

○蕨野次長 法律上、営利法人というのは除外されております。

ただし、私どもの理解としまして、民間のノウハウをなるべく吸収したいという思いがございます。その中で、今の法律の枠の中で、例えば、ジョイントベンチャーを組んで一般社団法人という形で申込むことも可能と考えております。そういうことで、実質的に当初私どもが言っていました色々なノウハウとか、色々な団体の種別関係なしにノウハウを吸収して、私どもが定めています目的に適した形での公募という形で事業者を募りたいと考えております。

○八代委員 インターナショナルスクールはダメですか。

○蕨野次長 運営形態がばらばらですからね。

○多田部長 この学校はいわゆる一条校でございますので、そういうことで法人の形態と学校の行う教育については、一条校の要件を満たしていただく必要がございます。

○蕨野次長 インターナショナルスクールを財団法人が扱うケースもあります。別に学校法人ではいけないという形ではなかったように記憶しております。

○八代委員 財団法人でもいいわけですね。

○蕨野次長 だから、ここは一条校という形で通常の教育学校という形になりますけれども、ただ、運営については先ほど申しましたように、柔軟に対応していただきたいということで、公設民営という特殊な手法を取っております。

○原委員 元々の御提案は、当然ながら営利法人も含めてやりたいという御提案だったのですが、これは文部科学省を含めた調整の結果、一応限定は掛かっています。

ただ、できるだけ元々の御提案を生かした形で、営利法人も参入できるような格好での非営利法人を形成してやっていく。

○蕨野次長 そういうことも許容するつもりでおりますので、当然それも排除することは考えておりません。できましたら、審査基準というところで、その辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

○八田座長 これは一条校だけれども、全部英語でやることは可能なのですか。一部の授業だけ英語ですか。

○蕨野次長 私どもが考えていますのは全て英語ということではなくて、バカロレアというのは一つメインにしていますけれども、日本語で教育する科目も当然作るつもりでございませぬ。英語教育というよりも人材育成という英語によるコミュニケーションとか、例えば、合理的な思考に基づく自己表現力とか、そういうものを主眼としておりますので、英語だけを勉強してもらおうというような形の学校ではございませぬ。

○八田座長 それは分かるのですけれども、大阪にも外国の企業に勤めていらっしゃる外国人が随分いらっしゃるから、その子弟はみんなカナディアンスクールに行つて、こちらは日本人だけというのはもったいないなという気がしたのです。

○上原課長 もちろんそういった方にも通っていただけるような学校になると思います。

○八田座長 千里インターナショナルだったら、今はどうか知りませぬけれども、昔だと一条校があつて、こちら側にインターナショナルがあつて、あの当時は体育とか音楽とかが共通だったのですけれども、これだともっとかなり共通になるから、本当に横にそういう一条校でない学校を建てて、結構科目を共有できるということまで将来行けばいいですね。そうすると多分、友達になりますね。

○蕨野次長 インターナショナルスクールとそういう形で連携できればと思いますし、場所がなかなかあれですけれども、そういった視点もできましたら、連携という形で視点を入れていければと思います。

○八田座長 運動場もプールも全部共有ですからね。クラブ活動も一緒にやっています。

○八代委員 だから、インターナショナルスクールが逆に日本人教員を雇つて、日本語の授業も教えるであればいいわけですね。パリのインターナショナルスクールはまさにそうだったので、うちの子も行っていましたけれども、ちゃんと日本語で授業を受けましたので。

○八田座長 そうか。インターナショナルスクールが日本語を。

○八代委員 日本人が多いから。

○蕨野次長 向こうのほうではインターナショナルはそちらになってしまうのですね。

○八代委員 まさにそうなのです。そういうことは十分可能で、リクワイアメントさえ明確であれば。

○八田座長 大体これでよろしいですか。  
どうもわざわざありがとうございました。